

介護保険法における特別地域加算の対象となる地域一覧
 (青森県における振興山村指定地域)

市町村名	区域	左の区域の現住所
青森市	東岳村、浜館村、 横内村、荒川村	大字宮田 大字馬屋尻 大字矢田 大字三本木 大字滝沢 大字浜館 浜館1～6丁目 大字古館 古館1丁目 大字田屋敷 大字戸山 大字駒込 大字沢山 大字松森 松森1～3丁目 佃1～3丁目 中佃1～3丁目 南佃1～2丁目 大字小柳 小柳1～6丁目 はまなす1丁目 [7～17] はまなす2丁目 [4-1,4-3,11～13,15-1,15-3,15-5,15-6,15-23, 15-25～15-27,16-12,16-13,16-15,16-17,16-18, 16-21,16-27,16-28,16-30,16-31,17-1,17-3,17-5, 17-6,17-26,17-30～17-32,17-34～17-36,17-38, 17-40,18] けやき2丁目 [1～8,10-1,10-5,10-7,10-10,10-12,10-13,13-1, 13-2,13-9,13-10,14～21,22-1,22-2,22-26,22-28, 22-31,22-33,22-35] 自由ヶ丘1丁目 自由ヶ丘2丁目 虹ヶ丘1丁目 虹ヶ丘2丁目 大字横内 大字四ツ石 大字合子沢 大字新町野 大字牛館 大字大矢沢 大字野尻 大字雲谷 幸畑1～5丁目 大字田茂木野 大字卸町 問屋町1丁目 [1-1,6～7,9～10,13を除く] 問屋町2丁目 妙見1～3丁目 第二問屋町2丁目 [8-10,8-12のみ] 大字荒川 大字上野 大字八ツ役 大字野木 大字金浜 大字大別内 東大野1丁目 [8-6のみ] 東大野2丁目 [4-6,4-21,4-26,4-29,7-1,11-3,11-6のみ] 問屋町1丁目 [1-1,6～7,9～10,13のみ] 第二問屋町1、3～4丁目 第二問屋町2丁目 [4-15,8-10,8-12を除く]

市町村名	区域	左の区域の現住所
弘前市	岩木村、相馬村	弘前市五代、弘前市宮地、弘前市葛原、弘前市新岡、弘前市新法師、弘前市高岡、弘前市百沢、弘前市常盤野 弘前市湯口、弘前市黒滝、弘前市五所、弘前市紙漣沢、弘前市水木在家、弘前市坂市、弘前市藤沢、弘前市相馬、弘前市大助、弘前市藍内、弘前市沢田
黒石市	山形村	黒石市沖浦、黒石市二庄内、黒石市大川原、黒石市南中野、黒石市板留、黒石市袋、黒石市湯湯、黒石市上山形、黒石市下山形、黒石市花巻、黒石市豊岡、黒石市石名坂、黒石市牡丹平
五所川原市	飯詰村、喜良市村、相内村、脇元村	五所川原市大字飯詰、五所川原市大字下岩崎 五所川原市金木町喜良市 五所川原市相内、五所川原市太田 五所川原市脇元、五所川原市磯松
むつ市	川内町、大畑町、脇野沢村	むつ市川内町 むつ市大畑町 むつ市脇野沢
平川市	竹館村、碓ヶ関村	平川市沖館、平川市小国、平川市唐竹、平川市切明、平川市葛川、平川市新館、平川市広船、平川市碓ヶ関、平川市古懸、平川市久吉
平内町	小湊町、西平内村、東平内村	平内町（全域）
今別町	今別村、一本木村	今別町（全域）
蓬田村	蓬田村	蓬田村（全域）
外ヶ浜町	蟹田町、平館村、三厩村	外ヶ浜町（全域）
鱒ヶ沢町	赤石村、中村	鱒ヶ沢町大字赤石町、鱒ヶ沢町大字姥袋町、鱒ヶ沢町大字鬼袋町、鱒ヶ沢町大字小森町、鱒ヶ沢町大字館前町、鱒ヶ沢町大字種里町、鱒ヶ沢町大字日照田町、鱒ヶ沢町大字一ツ森町、鱒ヶ沢町大字深谷町、鱒ヶ沢町大字南金沢町 鱒ヶ沢町大字芦花町、鱒ヶ沢町大字中村町、鱒ヶ沢町大字長平町、鱒ヶ沢町大字近横沢町、鱒ヶ沢町大字松代町
深浦町	深浦町、大戸瀬村、岩崎村	深浦町（全域）
西目屋村	西目屋村	西目屋村（全域）
大鰐町	大鰐町	大鰐町大鰐、大鰐町宿川原、大鰐町三ツ目内、大鰐町虹貝、大鰐町折紙、大鰐町居士、大鰐町早瀬野、大鰐町島田、大鰐町高野新田
中泊町	小泊村	中泊町小泊
七戸町	七戸町	荒熊内、荒屋、有田沢、銀南木、上ノ山、上屋田、後川原、宇道坂、海内、上町野、狹花、大池、大沢、太田、太田野、大林、貝ノ口、影津内、鍛冶林、唐松、川去、倉岡、倉越、小川口、鶴打田、鶴児平、寺裏、寺下、寺下山、天神林、天王 道地、十役野、豊間内、長久保、中岫、中田、中村、夏焼、西上川原、西槻木、沼ノ沢、野左掛、野左掛山、野続、萩ノ沢、八幡下、八幡岳、八栗平、糞ノ神、作田、左組、桜田、笹田、笹田川久保、七戸、清水頭、下見町、城ノ後、治部袋、西野 蒼前、高屋敷、館野、立野頭、槻木沢、八ヶ田、八尺堂、放森、東上川原、東槻木、膝森、寒水、不動向、古屋敷、別首、蛇坂 前川原、前田、馬門川原、町、都平、見町、向田、向平、薬師平、矢倉、山館、山屋、和田、和田下、渡ノ上
横浜町	横浜村	横浜町（全域）
東通村	東通村	東通村（全域）
風間浦村	風間浦村	風間浦村（全域）
佐井村	佐井村	佐井村（全域）
三戸町	猿辺村	三戸町大字 貝守、蛇沼、袴田
田子町	田子町、上郷村	田子町（全域）
新郷村	戸来村、野沢村	新郷村（全域）

特別地域加算の算定があるサービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援
ただし、福祉用具貸与については、離島の場合等で、搬出入に要する交通費で、福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として加算できるもので、自動的に加算されるものではない。